平成２８年（フ）第１２８７号
千葉県市原市東国分寺台３丁目２番地４
債務者　片山　祐誠
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３０９号
千葉市中央区白旗１丁目４番６棟402号
債務者　柳沢　定章
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３２３号
千葉県習志野市本大久保４丁目12番３―708号
債務者　新倉　青良
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３４２号
千葉市美浜区高浜１丁目５番８棟507号
債務者　川上　憲治
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３４９号
千葉市中央区末広１丁目２番３号　アーク本千葉511号
債務者　野平　博之
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３６６号
千葉市中央区祐光４丁目22番４号　祐光ハイム101号
債務者　石田　直樹
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３６８号
千葉県市原市海士有木1701番地
債務者　清　　耕一
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５３７号
川崎市幸区南加瀬３丁目30番９―201号　エレクパレス・アベ
債務者　鈴木　良江
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５７９号
川崎市川崎区小田６丁目５番15号　雄ハイム小田　Ｃ号室、住民票上の住所川崎市川崎区鋼管通３丁目16番６号
債務者　工藤　和樹
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５９２号
川崎市多摩区菅馬場１丁目４番25号　エクセレント　101
債務者　太田圭一郎
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６０５号
川崎市川崎区四谷上町16番16号　ＭＳマンション　101、申立時の住所川崎市川崎区桜本２丁目40番５号　上村アパート２号室
債務者　保科ジュンこと　ＨＯＳＨＩＮＡ　ＪＵＮＬＩＥＴ　ＶＩＬＬＡＦＬＯＲ
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６１２号
川崎市多摩区宿河原６丁目19番43号　コスモポリタン　202
債務者　細谷真佐美
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６１９号
川崎市多摩区堰３丁目15番11―102号　グリーンハイム
債務者　森田　憲一
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６３６号
川崎市幸区北加瀬３丁目15番２号　103、前住所横浜市港南区港南３丁目４番19―203号
債務者　佐藤　郁子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６３７号
川崎市高津区蟹ケ谷74番地　パレステージ日吉さくらが丘　311
債務者　時松絵衣美
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６４０号
川崎市中原区上丸子天神町364番地１　クレセントＫ―５　101
債務者　村尾　成都
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係